

蒲郡市地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市地震災害警戒本部条例（平成14年蒲郡市条例第21号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、蒲郡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長等)

第2条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充て、その順位は、第1に副市長、第2に教育長とする。

2 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、条例第2条第5項の規定に基づき市長が委嘱した者、蒲郡市事務分掌規則（昭和52年蒲郡市規則第3号）第4条第1項に規定する部長、上下水道部長、ボートレース事業部長、市民病院事務局長、消防長、議会事務局長、教育部長（不在のときはうちから本部長の指定する者）その他市長が必要と認める者をもって充てる。

3 その他の職員は、蒲郡市職員定数条例（昭和37年蒲郡市条例第18号）第2条に規定する職員をもって充てる。

(警戒本部)

第3条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

2 本部長は、当該警戒宣言に係る地震災害に関し、蒲郡市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の規定により警戒解除宣言があったときは、警戒本部を廃止する。

(本部員会議)

第4条 警戒本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、地震防災応急対策等に関する基本的事項について協議し、その実施を図る。

(1) 警戒本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

(2) 警戒宣言及び地震予知情報等の分析並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(3) 愛知県、他市町村その他防災関係機関との地震防災応急対策に関する基本方

針に関すること。

- (4) 自衛隊の派遣要請の基本的な事項に関すること。
 - (5) 避難のための措置に関すること。
 - (6) 物資の調達並びに義援金品の募集及び配布の基本的事項に関すること。
 - (7) その他地震防災応急対策に関すること。
- 3 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は本部長が総理する。
 - 4 本部員会議の開催は、本部長が招集し、その都度会場を指定する。
 - 5 各本部員は、それぞれの所掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
 - 6 各本部員は必要に応じ、所属職員を伴って会議に出席することができる。
 - 7 各本部員は、会議の開催を必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。
 - 8 会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が職員に周知を要すると認めるものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(事務局)

第5条 警戒本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 地震災害警戒に関する基本的事項の実施又は処理の方針を策定すること。
 - (2) 地震防災対策等及び自衛隊の災害派遣に関し、警戒本部の各組織間及び警戒本部、愛知県、他市町村、自衛隊その他防災関係機関相互の連絡調整に関すること。
 - (3) 地震予知情報等の収集、分析及び伝達に関すること。
 - (4) 地震予知情報及び警戒宣言の広報に関すること。
 - (5) 本部員会議に関すること。
- 3 事務局に局長、局次長その他必要な職員を置く。
- 4 局長は危機管理監を、局次長は危機管理課長をもって充て、その他の事務局員は本部長があらかじめ任命する。
- 5 局長及び局次長を除く事務局員は、次条第2項に規定する班から独立して事務局の事務を所掌する。
- 6 事務局と次条第2項に規定する班との連絡を円滑に行うため、全班に各1名の

本部連絡員を置く。

(部等)

第6条 条例第3条第1項に規定する部は、別表のとおりとする。

2 部に班を置く。

3 班の所掌する事務は、別表分担業務の欄に掲げる事項とする。

4 部及び班の長は別表に掲げる者をもって充て、班員は班を構成する組織の職員とする。

5 部及び班は、その所掌する事務を遂行するに当たっては、相互に協力し、他の部及び部内各班との緊密な連携の下に、地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

7 前項の規定により必要な事項を定めた場合は、当該部長は、危機管理監及び当該部を所掌する次条の隊長を経由して本部長に報告するものとする。

8 班長は、所管する地震防災応急対策活動及び平時の予防対策について、具体的指針、活動内容等をあらかじめ定め、当該班を所管する部長を経由して危機管理監に提出するものとする。これらを変更した場合も、同様とする。

9 危機管理監は、各班長から提出された具体的指針、活動内容等について災害対策総合的見地から必要な指示及び調整を行い、本部長に報告するものとする。

(隊の設置)

第7条 本部長は、部間相互の調整を図るため、部を統括する次に掲げる隊を置き、副本部長を隊長に充てる。

(1) 総括・対策隊 隊長 副市長

(2) 救援隊 隊長 教育長

2 各隊に統括される部は、別表に定めるところによる。

(臨時又は特別な業務の処理)

第8条 本部長は、臨時又は特別な業務については、この要綱に定めるもののほか、必要な組織を設置し、又はこの要綱において当該業務を処理すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

(非常配備体制)

第9条 警戒本部の各組織は、非常配備体制を整備し、地震防災警戒の強力かつ円

滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。